村岡・深沢地区のまちづくりに関する基本協定

神奈川県(以下「甲」という。)、藤沢市(以下「乙」という。)、鎌倉市(以下「丙」という。)及び独立行政法人都市再生機構(以下「丁」という。)は、村岡・深沢地区のまちづくりに関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲、乙及び丙で構成する湘南地区整備連絡協議会が、令和3年2月22日に公表した「村岡・深沢のまちづくりにおける最先端へルスケア産業拠点の形成について」で示した最先端へルスケア産業が集積するイノベーション拠点となることを目指し、甲が進めているヘルスケア・ニューフロンティア政策の実現をはじめ、村岡地区(藤沢市)での新駅設置を契機とした新たな都市拠点の創出に向けた取組や、深沢地区(鎌倉市)における深沢地域国鉄跡地周辺への市庁舎や消防本部などの公共公益施設の移転・集約の計画など、村岡・深沢地区のまちづくりの一体的な施行について甲、乙及び丙が連携し、相乗効果を生み出すことで、新たな都市拠点の形成(以下「拠点形成」という。)を実現するため、村岡・深沢地区で予定する事業に係る、甲、乙、丙及び丁の基本的な方針及び役割分担等を定めることを目的とする。

(相互協力)

第2条 甲、乙、丙及び丁は、相互に協力し、村岡・深沢地区で予定する事業の円滑な推進 に努めるものとする。

(対象地区と事業)

- 第3条 本協定は、別紙に示す範囲を対象地区(以下「対象地区」という。)とし、第1条 の拠点形成の実現のために次の各事業(以下「各事業」という。)を予定するものとする。
 - 一 丁による土地区画整理事業
 - 二 乙による自由通路整備事業
 - 三 乙によるシンボル道路整備事業
 - 四 丙によるシンボル道路(橋梁部)整備事業
 - 五 丙による公園・行政施設整備事業

(新たな都市拠点の形成)

- 第4条 甲は、拠点形成のための取りまとめ役、並びに各事業実施のための乙及び丙の調整 役として、課題解決、事業推進、企業立地誘導促進に資する役割を担うものとする。
- 2 乙及び丙は、甲と共同して拠点形成を推進し、企業誘致を行うものとする。
- 3 丁は、第3条第1号に定める事業の実施を通じ、甲、乙及び丙と協力して拠点形成に取り組むものとする。

(事業化に向けた手続き)

- 第5条 乙及び丙は、各事業の実施にあたり、必要となる都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条に定める都市計画の決定について、令和3年度末までに行うことを予定する。
- 2 丁が所要の手続きを経て施行を予定する第3条第1号に定める事業について、甲、乙及 び丙は、丁が認可申請を行う前に独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号) 第14条第1項の定めに基づく要請を丁へ行うものとする。

(補助金の確保)

- 第6条 甲は、対象地区の各事業の進捗に合わせ、必要な国庫補助金(交付金を含む)の確保に努めるものとする。
- 2 乙は、藤沢市域の事業の進捗に合わせ、必要な国庫補助金(交付金を含む)の確保に努 めるものとする。
- 3 丙は、鎌倉市域の事業の進捗に合わせ、必要な国庫補助金(交付金を含む)の確保に努めるものとする。

(各事業間の調整)

第7条 甲、乙、丙及び丁は、安全かつ効率的な事業実施のため、定期的な会議の開催など を通じ、第3条の各事業及び関連する事業のスケジュールや課題の調整を行うものとする。

(対象地区周辺の交通処理)

第8条 対象地区周辺の道路において交通課題の対応や改良が必要となった場合は、原因となる箇所の自治体が主体として取り組みつつ、甲、乙及び丙が連携して対応するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から、各事業の完了の日までとする。

(その他)

第 10 条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙、丙及び丁は 協議するものとする。 本協定締結の証として、本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年3月30日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1 神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 藤 沢 市 長 鈴木 恒夫

丙 神奈川県鎌倉市御成町 18 番 10 号 鎌 倉 市 長 松尾 崇

丁 東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 本 部 長 村上 卓也

